

農業経営多角化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農業経営多角化支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村（ただし、政令指定都市を除く。）に対し補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(経費、補助率等)

第2条 前条に規定する経費及び補助率は、別表に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業実施主体（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

四 農地法等、関係法令を遵守しない者

(申請)

第3条 規則第3条の規定に基づき補助金の交付を申請しようとするときは、農業経営多角化支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)正副2部を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(申請期限)

第4条 規則第3条の規定による申請書の提出は、知事が別に定める日までに行うものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更(別表に規定する重要な変更に限る。)をする場合については、知事の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- (3) その他知事が必要と認める事項。

(承認の手続)

第6条 前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、農業経営多角化支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)正副2部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、知事が定める日現在の状況を農業経営多角化支援事業遂行状況報告書(別記様式第3号)によりその日から15日以内に知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、農業経営多角化支援事業実績報告書(別記様式第4号)正副2部を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をしたときは、前項の農業経営多角化支援事業実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書きに該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をしたときは、第1項の農業経営多角化支援事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第5号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、農業経営多角化支援事業補助金交付請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第2項の規定により概算払いによる補助金の交付の請求をしようとするときは、農業経営多角化支援事業補助金概算払請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第11条 規則又はこの要綱により知事に提出する書類は、所轄農業事務所長を経由しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第 12 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 条第 2 項第二号又は第三号に該当する者（事業実施主体が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、平成 26 年度から平成 28 年度までの予算に係る補助金について適用する。
この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日 一部改正し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日に施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 31 日に施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 5 日に施行し、令和元年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日に施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日に施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日に一部改正し、令和 3 年度事業から適用する。

別表 (第2条、5条関係)

事業区分	経費	補助率	重要な変更
			事業の内容の変更
機械・施設等整備事業	<p>事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助事業に要する経費（ただし、政令指定都市を除く）</p> <p>加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備に要する経費</p> <p>加工・流通・販売等に関する機械・施設等</p> <p>ア 農産物加工機械・施設</p> <p>イ 農産物販売施設</p> <p>ウ 食材提供施設</p>	<p>市町村が県の補助金額の1/2以上補助する場合、1/3以内（ただし、県の補助金額は300万円を上限とし、市町村の補助金額は県の補助金額の3/2以上を満たしていればよいものとする。）</p>	<p>(1)事業の中止又は廃止</p> <p>(2)事業実施主体の変更</p> <p>(3)施設の設置場所・機械等の保管場所の変更</p> <p>(4)事業実施主体に係る事業費の30パーセントを超える増減</p>

別記様式第1号（第3条関係）

年度農業経営多角化支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

様

市 町 村 長

年度において、下記のとおり農業経営多角化支援事業を実施したいので、
千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を
申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

(1)事業実施主体

ア 名称

イ 所在地

ウ 代表者名

(2)事業内容

機械・施設等整備事業

事業実施 主体名	受益 戸 数	利用計画		導入施設機械の内容					設置 場所
		加工品名 ・ 作物名	生産 量等	機械・ 施設等 区分	規格・ 構造・ 能力等	事業量	単価	事業費	
	戸		t ha等				円	円	
	小 計								
	消費税								
	計								

注：事業実施主体ごとの小計を記入する。

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A)+(B) +(C)	補助事業 に要する (した) 経費 (A)+(B)	負 担 区 分			備 考
			県 費 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
	円	円	円	円	円	
機械・施設等 整備事業						
計						

注：備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日(事業完了年月日)

年 月 日

5 収支予算(収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金	円	円			
市町村費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比 較		備考
			増	減	
機械・施設等 整備事業	円	円			
計					

6 市町村の予算措置状況

7 事業実施主体の収支予算(収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円			資金名
市町村補助金					
自己資金					
借入金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比 較		備 考
			増	減	
機械・施設等 整備事業	円	円			
計					

8 添付資料

- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱（補助金交付申請時）
- (2) 実施設計書（実績報告時は出来高設計書）、見積書、カタログ等
- (3) 誓約書、役員等名簿（計画協議時に添付）

別記様式第2号（第6条関係）

年度農業経営多角化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった
農業経営多角化支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したい
ので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

注：別記第1号様式に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段、変更後を
その下段の2段書きにして内容が対比できるように作成すること。

別記様式第3号（第7条関係）

年度農業経営多角化支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった農業経営多角化支援事業の 年 月 日現在の遂行状況を千葉県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業実施主体名	事業計画						遂行状況 (月 日までに 完了した分)			事業開始 年月 日	事業完了 予定 年月 日	備考
	機械・施設等 区分	事業量	事業費 A	事業費内訳			事業量	事業費 B	進捗率 B/A			
				県費	市町村費	その他						
			円	円	円	円		円	%			

別記様式第4号（第8条関係）

年度農業経営多角化支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった
農業経営多角化支援事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金
等交付規則第12条の規定により報告します。

記

（以下、別記様式第1号に準ずる。）

注：別記様式第1号に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段、変更後をそ
の下段の2段書きにして内容が対比できるように作成すること。

別記様式第5号（第8条関係）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった
農業経営多角化支援事業補助金について、農業経営多角化支援事業補助金交付
要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け 達第 号の による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第9条関係）

年度農業経営多角化支援事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

様

市 町 村 長

年 月 日付け 達第 号の で額の確定のあった農業経営
多角化支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下
記のとおり請求します。

記

金 円

（振込先）

口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇

別記様式第7号（第10条関係）

年度農業経営多角化支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号の で補助金交付決定のあった
農業経営多角化支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の
規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円

（振込先）

口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇

別記 参考様式

年度農業経営多角化支援事業（機械・施設等整備事業）実績概要

事業実施主体名 _____

1 事業の概要

2 事業内容等

取組	時 期	実 施 内 容

3 事業費

種 目	内 容	事業費
計		

別記 参考様式

年度

農業経営多角化支援事業【機械・施設等整備事業】

実施（出来高）設計書

市町村名 _____

事業実施主体名 _____

所在地 _____

設 計 者	区 分	職 名	氏 名
	測量者		
	仕様(基本設計)作成者		
	実施(出来高)設計者		
	事業実施主体代表者 〃 経理担当者 〃 現場監督者		
審 査	機 関 名	職 名	氏 名

第1 事業計画(実績)の概要

1 機械・施設等区分別事業量、事業費及び施工箇所

機械・施設等区分	事業量	事業費	施工箇所
計			

2 事業費の負担方法

県補助金	〇〇〇	円	(%)
事業実施主体負担金	〇〇〇	円	(%)
うち〇〇資金	〇〇〇	円		
〇〇〇〇	〇〇〇	円	(%)

3 施行方法及び施工期間

機械・施設 等区分	施行方法	契約区分	施 工 期 間	
			着工（予定）年月日	竣工（予定）年月日

第2 機械・施設等区分別事業費内訳

機械・施設 等区分	工事区分	規格・構造 又は能力等	規模・ 数量等	金 額 (円)	摘 要
合計					

注1：本表は、機械・施設等区分ごとの事業費積算の総括表として作成する。

2：機械・施設等区分欄は、建物、構築物については、原則として1棟又は1施設ごとの事業内容を明らかにする。

第3 工事費又は経費明細書

工事又は 種目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額 (円)	摘 要

注：本表については明細の分かるものとし、必要に応じて様式を変更して差し支えない。

添付資料

- ア 位置図（A4程度）
- イ 設計図面又はカタログ
- ウ 機械・施設等の管理運営規定
- エ 機械・施設等の運営収支計画
- オ 契約書（工事又は売買）の写し（出来高設計書のみ）